

# 気候変動政策と環境経営

—ハードローとソフトローが企業に与える影響—

Climate Change Policy and Environmental Management

-Impact of Hard and Soft Law on Companies-

○石田満恵\*・曹勁\*\*

Mitsue Ishida, Jin Cao

## 1. はじめに

2017年、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD）により、気候関連情報の開示推奨（TCFD 提言）が公表された。国際的に支持されている TCFD 提言に賛同を示す企業・機関数は年々増加の傾向にあり、2023年2月14日現在、日本からは世界最多となる1,211の企業・機関が賛同している。一方、ドイツの環境NGO ジャーマン・ウォッチ（GermanWatch）によると、世界各国の温暖化対策を比較評価する、Climate Change Performance Index 2023年版において、日本は前回より5ランク下がって、50位という結果が示されている。特に、日本の気候変動政策に関するスコアは55位と著しく低く、総合ランキングを押し下げる形となった。

そこで本稿では、気候変動政策が日本企業の環境経営に与える影響について考察することを目的として、気候変動政策をソフトローとハードローに分類した上で分析を行う。

## 2. 分析方法

本稿では、Science-based target（SBT）への日本企業の参加数を時系列で集計し、コーポレートガバナンス・コードやTCFD提言等、法的な拘束力のないソフトローや、気候変動適応法等の法的な拘束力のあるハードローの変遷によって、その参加数にどのような影響が見られるか分析を行い、気候変動政策が企業の環境経営に与える影響について考察を行う。SBTは、パリ協定の「2°C目標」に向けて、科学的根拠に基づいた削減目標を設定することを推進している、国連グローバル・コンパクトを始めとする国際機関によるパートナーシップである。SBTに参加を希望する企業は、目標が科学的根拠に基づいているかどうか認定を受け、また、認定後も毎年排出量や対策の進捗を報告することが求められている。

TCFD提言に従い情報開示するだけでは、企業が気候変動問題に対して高いコミットメントを持っているとは限らないことから（日本経営倫理学会編著、2023）、本稿では、SBTへの参加数を、気候変動に対する企業のコミットメント、すなわち、積極的な環境経営の展

---

\* 横浜国立大学経営学部 College of Business Administration, Yokohama National University  
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 E-mail: ishida-mitsue-mb@ynu.ac.jp

\*\* 横浜国立大学経営学部 College of Business Administration, Yokohama National University  
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 E-mail: cao-jin-zf@ynu.ac.jp

開を表す指標と位置付け、分析を行うこととする。尚、対象期間としては、SBT が開始された 2015 年以降、2023 年 3 月末現在までと定める。

### 3. 分析結果

SBT に参加している日本企業の推移を、表の通り整理する。また、気候変動政策を、ハードローとソフトローに分類し、それぞれ<H><S>とマークして表わす。

2015 年の SBT 設立時の日本企業参加数は 0 社、翌 2016 年も 1 社のみに留まっている。増加の傾向に転じたのは、COP26 が開催され、また、当時の菅内閣による 2050 年カーボンニュートラルの宣言が、米国主催の気候サミットにおいて行われた 2021 年である。ハードローの観点においても、地球温暖化対策推進法の改正が行われ、特定事業所排出者の GHG 排出量の国への報告義務が課せられるようになった節目の年である。

ソフトローからハードローへ発展する段階、いわゆるソフトローとハードローが融合する段階（2018-2021 年）が、日本企業の SBT 参加数が増加の傾向に転じるターニングポイントになっている。今後、日本における気候変動政策のハードロー化の進展と同期を取る形で、SBT 参加数も段階的に増加していくことが予想される。

表：気候変動政策と日本企業の SBT 参加状況の分析（2023 年 3 月末基準）<sup>4)</sup>

年 <sup>4)</sup>	気候変動政策（国内外） <sup>4)</sup>	SBT 参加数 <sup>4)</sup>
2015 <sup>4)</sup>	【グローバル】パリ協定採択<S>、SDGs 採択<S> <sup>4)</sup> 【日本】コーポレートガバナンス・コード制定<S>、GPIF による PRI への署名<S> <sup>4)</sup>	0 <sup>4)</sup>
2016 <sup>4)</sup>	【グローバル】GRI Standard 発行<S>、【日本】地球温暖化対策計画が閣議決定<S> <sup>4)</sup>	1 <sup>4)</sup>
2017 <sup>4)</sup>	【グローバル】TCFD 提言の公表<S>、【日本】ステewardシップ・コード改定<S> <sup>4)</sup>	7 <sup>4)</sup>
2018 <sup>4)</sup>	【日本】気候変動適応法<H>、コーポレートガバナンス・コード改定<S> <sup>4)</sup>	12 <sup>4)</sup>
2019 <sup>4)</sup>	【欧州】SFDR 設定<H>、欧州グリーンディール公表<S> <sup>4)</sup>	14 <sup>4)</sup>
2020 <sup>4)</sup>	【日本】ステewardシップ・コード再改定<S>、【欧州】「持続可能な投資の促進のための枠組み」に関する EU 規則発効<H> <sup>4)</sup>	23 <sup>4)</sup>
2021 <sup>4)</sup>	【グローバル】COP26 開催<S>、【日本】地球温暖化対策推進法改正（7 回目）<H>、米国主催の気候サミットにおける 2050 年カーボンニュートラル宣言 <S>、コーポレートガバナンス・コード再改定<S>、【欧州】CSRD 発行<H>、欧州気候法発効<H> <sup>4)</sup>	38 <sup>4)</sup>
2022 <sup>4)</sup>	【日本】地球温暖化対策推進法改正（8 回目）<H> <sup>4)</sup>	238 <sup>4)</sup>
2023（～3/30） <sup>4)</sup>	【米国】証券法、証券取引法を修正<H>、インフレ抑制法制定<H> <sup>4)</sup> 【日本】「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正<H> <sup>4)</sup>	78 <sup>4)</sup>
	合計 <sup>4)</sup>	461 <sup>4)</sup>

※<H>：ハードロー、<S>：ソフトロー<sup>4)</sup>

出典：筆者作成<sup>4)</sup>

### 4. 結論

本稿では、気候変動政策が、日本企業の環境経営に与える影響について考察することを目的として、気候変動政策をソフトローとハードローに分類した上で、その影響について考察を行った。

気候変動のような、地球規模の大きな問題に取り組むにあたっては、SDGs や TCFD 等のグローバルガバナンスが与える影響は大きい。しかし、グローバルガバナンスの存在だけでは、各国企業の環境経営を発展させるには至らず、企業の戦略に影響をもたらすようなその国の状況に見合った気候変動政策が、ソフトロー、ハードロー共に存在・発展していくことが、企業の環境経営を後押しする上で重要となる。企業を始めとするアクターの気候変動対策を活発化させていくためにも、各国政府や政策の果たす役割は重要性が高い。

尚、気候変動対策については、現在進行形の事案であり、日々急激な変化が繰り返されていることから、今後も継続して調査を積み重ねる必要があるものと認識している。

### 参考文献

日本経営倫理学会編著（2023）『経営倫理入門 サステナビリティ経営をめざして』文真堂。